

これまでの議論と今後の検討（未定稿）

組織体制の詳細については、活動・運営の高い独立性を前提とした上で、科学の進歩と社会の変化が日本学術会議の活動・運営に自律的に反映されるとともに、国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織に必要なガバナンスが担保されるよう、以下の考え方に沿って、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進める。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

- ◆ 以下の3つの領域・レベルを区別して議論することは懇談会でも了解。
 - ・ 学術的・科学的な活動の内容について独立性・自律性が尊重されるべきことと、
 - ・ 我が国の科学者を内外に対して代表するという重要な役割を国民から負託され、特別な法律に基づく地位・権限を与えられている以上、高い透明性と自律的な組織に必要なガバナンスが求められること
 - ・ 学術会議がミッションに沿って活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提で国による財政支援を受ける以上、予算の適正・適切な執行等の観点から国によるチェックがあること

《使命及び目的》

1 特別の法律に基づいて設立される新たな日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学（自然科学だけでなく、社会科学及び人文科学のすべてを含む。）が国民及び人類共有の知的資源であり、科学の進歩と科学の成果の活用は国民及び人類の福祉に資するものであるという確信に立って、国民の総意の下に設立される。

新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

◇ ミッションの内容

- ・（学問の在り方を問い直すことも含めた）学問の方向性や社会の在り方を議論 ※学会や審議会ではできないアカデミーにふさわしい活動
- ・ 科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国社会の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与
- ・ Science for Science（あるものの探求）、Science for Society（あるべきものの探求）、Science for Policy（政策への反映）

◆ ミッションの明確化 ⇒ 中期的な活動計画の策定

◆ 世界的・社会的にインパクトのある提言等（中長期的・俯瞰的分野横断的な観点からの活動）への重点化

- ⇒ 会員の資質・選考基準、会員等の規模感
- ⇒ 会長の資質・リーダーシップ
- ⇒ 適切な課題設定、周知や政策等に反映されるための努力など
- ⇒ 財政規模 など

＜参考＞「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

《業務》

2 新たな日本学術会議は、独立して以下の業務を行う。

(1) 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

特に、科学に関する重要事項について、政府に客観的で科学的根拠に基づく助言（科学的助言/勧告）を行うことができる。政府は、科学に関する重要事項について日本学術会議に科学的助言を求める（諮問）ことができる。政府は、新たな日本学術会議の依頼に応じて、資料や情報の提供を行うことができる。

(2) 科学に関する各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資すること。

(3) 科学の発展、我が国及び人類社会の課題解決への貢献を目指して、国際的な連携・交流を進めること。このため、科学に関する国際団体に加入することができる。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

- ◆ ステークホルダーとのコミュニケーション
- ◆ 世界的・社会的にインパクトのある提言等（中長期的・俯瞰的分野横断的な観点からの活動）への重点化【前掲】
- ◆ 情報発信
- ◆ 社会との連携（活動の拡大、社会のニーズの把握、財政基盤の多様化）
- ◆ 国際活動（ニュートラルな立場で進められる強み）

<参考>「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

- 2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

《会員選考》

- 3 新たな日本学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、独立して会員を選考する。会員は、新たな日本学術会議の独立性・自律性を踏まえつつ、透明かつ厳正なプロセスで選考されるものとする。
- (1) 新たな日本学術会議に会長が任命した外部の有識者からなる選考助言委員会（仮称）を置き、選考に関する方針等を策定する際にあらかじめ意見を聴くものとする。
- (2) 新たな日本学術会議における会員の選考方法は、コ・オペレーション方式を前提とする。その上で、高い会員の資質を維持し、科学の進歩や社会の変化に応じて会員構成などが自律的に変化し進化していくことを制度的に担保するため、海外諸国にみられるような現会員による投票制度の導入などを検討する。
- (3) 会員の任期、定年、定員などの在り方についても検討する。連携会員の在り方についても関連して検討する。
- (4) 新たな日本学術会議の発足時に会員となる者の選考については、特別な選考方法を検討する。
※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

- ◆ ミッション遂行に必要な very best な会員を選考
- ◆ 国民に説明できる方法で、国民が納得できるメンバーが選ばれるような選考方法を検討
 - ⇒ 特に優れた研究又は業績がある科学者
 - ⇒ たとえば投票制、複数の方法の組合せ など
- ◆ 高いダイバーシティを確保するため、会員の属性ごとに必要な資質・選考基準を言語化（選考助言委員会を活用して外部の知見を取り入れる）
- ◆ 選ばれた very best な会員が存分に働けるような仕組みを整える
 - ⇒ 任期・再任、定年
 - ⇒ 会員数、連携会員の在り方
- ◆ 新法人発足時の会員は特別な選考方法で選考することを検討
- ◆ 会長の選考方法 ※会長の資質、サポート体制は後掲
 - ⇒ 慎重かつ丁寧なプロセスで選出

<参考>「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。
- 4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。
- 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。
- 7・8（略）

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

- 2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。
- 3 連携会員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

《内部組織》

4 新たな日本学術会議の体制の重要事項は以下のような方向で検討する。細則については、法律の規定を踏まえ、法人が定める。

- (1) 会長及び副会長数名を置き、会長は会員の互選によって定める。常勤とすることも検討する。
- (2) 運営・活動に関する重要事項の決定は、会員から構成される総会の議決を経るものとする。
- (3) 運営に関する事項を審議するため、幹事会（仮称）を置く。幹事会は、会長、副会長及び会員で組織し、幹事会の構成員は会長が任命する。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

◆ 会長の資質、ミッション

- ・ 学術界のトップとして誰もが認める見識
- ・ 学問の方向性や社会の在り方に関する議論をリード
- ・ ボトムアップ型活動のリード
- ・ 社会の課題にトップダウンで対応
- ・ 適切な業務・組織運営（マネジメント、ガバナンス）、財政基盤

◆ 会長のサポート体制

- ⇒ 事務局機能の強化（PhD、URA）
- ⇒ 運営判断のサポート（運営助言委員会）
- ⇒ 戦略機能のサポート（戦略スタッフ）

◆ 会長のリーダーシップ

- ⇒ 幹事会、総会などとの関係も考慮しつつ議論か？

<参考>「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。
- 3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

- 2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 3・4（略）

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

《財政基盤》

5 新たな日本学術会議が国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制（事務局を含む）を整備する。

新たな日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。

その上で、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

◆ 中間報告（令和5年12月21日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会）

また、学術会議と国との関係については、本懇談会としては、学術会議が以上のような使命・目的に沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと理解する。

◆ アクション・プラン（学術会議において検討中）

◆ 事務局機能の強化、戦略機能の強化

◆ 財政基盤の多様化

◆ 必要な財政支援

⇒ 国民の理解と支持

◆ 外部資金獲得の支援に必要な措置

⇒ 国民及び社会の理解と支持

⇒ 社会との連携等

<参考>「日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）」 抄

第一条 （略）

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

- 2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。
- 3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

《ガバナンス》

6 国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織としてのガバナンスを担保するため、以下の方向で検討する。

- (1) 新たな日本学術会議に運営助言委員会（仮称）を置き、予算・決算、中期的な計画その他の運営に関する重要事項（科学的助言の内容等に関するものを除く。）について意見を述べる。委員は、会員及び連携会員以外の者が過半数となるよう会長が任命する。
- (2) 新たな日本学術会議に監事を置く。監事は主務大臣が任命し、業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する。
- (3) 新たな日本学術会議は、毎年、業務執行、組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- (4) 主務大臣が任命する外部の有識者で構成される日本学術会議評価委員会（仮称）を置き、新たな日本学術会議に求められる機能が適切に発揮されているかという観点から、業務執行、組織及び運営等の総合的な状況について、中期的な計画の期間ごとに評価を行う。新たな日本学術会議が中期的な計画を策定するに当たっては、その意見を聴くものとする。

※日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）

- ◆ 外部の有識者や実務家が過半数となる運営助言委員会を設置し（委員は会長任命）、組織運営・マネジメントなどについてアドバイザリーボードとして活用していく。
- ◆ 国費により活動することを踏まえ、監事（主務大臣任命）が業務、予算執行の状況等を監査することは必要
- ◆ 国民への説明責任、国民やステークホルダーとのコミュニケーションの観点から、学術会議のミッションに沿って求められる機能が適切に発揮されているかという観点から、評価を行う仕組みは必要
- ◆ ミッションを明確化・具体化する中期的な活動計画の策定は必要
- ◆ 「重すぎない組織・制度」「シンプルかつ実質化」に留意

<参考>「日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）」 抄

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。